

田口善勝
(九州沖縄農研)

【目的】

「経営所得安定対策等大綱」等において、2007年産から、澱粉原料用馬鈴しょは品目横断的経営安定対策へ移行し、澱粉原料用甘しょについては、零細な生産構造を踏まえ品目別経営安定対策へ移行することになった。また、取引指導価格を廃止し、市場の需給を反映した取引価格が形成される制度へ移行するとともに、澱粉原料用いもの抱合せ制度を廃止し、調整金制度へ移行する等の政策転換が図られる。

こうした政策転換は、澱粉原料用甘しょの最大の生産地である鹿児島県にとって影響を及ぼすことが予想される。そこで本稿では、澱粉原料用甘しょの政策転換に地域農業がどのように対応しようとしているのかを明らかにする。

【方法】

澱粉原料用甘しょの主要な生産地である鹿児島県肝属地域について、主要な生産地を抱えるJA鹿児島きもつきの政策対応方策についての聞き取り調査結果を中心に検討する。

【結果および考察】

1) 鹿児島県の澱粉原料用甘しょの生産

鹿児島県における甘しょを生産農家数は、22,604戸(2000年農業センサス)であり、これは鹿児島県の全農家数の24.7%にあたる。また、甘しょの作付面積は、135百ha(2005年、作物統計)であり、全国の甘しょ作付面積の33.1%を占めている。澱粉原料用甘しょは、宮崎及び鹿児島で作付けされており、その総面積は、5,430ha(同)であり、うち鹿児島県は、5,350haと国内最大の澱粉原料用甘しょの生産を行っている。

2) 澱粉原料用甘しょの経営安定対策の対象者

澱粉原料用甘しょの経営安定対策は、これまでの取引指導価格と甘しょ生産特別対策の合計から、生産条件格差是正対対と澱粉原料用甘しょ取引価格の合計に転換され、対象者に要件が設定されている。対象者は、①認定農業者・特定農業団体またはこれと同様の要件を満たす組織であり、面積要件はない、②一定の作業規模を有する者、③一定の作業規模を有する共同利用組織に参加し

ている者、①②に該当する者や一定の作業規模を有する受託組織・サービス事業体に基幹作業を委託している者としている。ただし、地域に受託組織等がない場合は特例を設置している。一定の作業規模には、収穫作業の面積が、個人0.5ha・組織3.5haに設定されている。また、基幹作業には、育苗、耕起・整地、畝立て・マルチ、植付け、収穫のうち1つの作業を行うこととしている。さらに、対象者は、澱粉製造事業と契約栽培をおこなうことが要件となっている。

3) JAの経営安定対策への対応方策

経営安定対策の要件を満たすためには、甘しょ収穫面積が、0.5ha未満の個別経営が、どのような形で要件をクリアーするかによる。その方法は、個人での拡大、協業・共同利用組織の設立、受託組織・サービス事業体の設立、要件を満たす個人・組織への基幹作業委託が想定される。澱粉原料用甘しょの主要な生産地を抱えるJA鹿児島きもつきでは、次のような対応方策で臨むことにしている。同JAでは、澱粉原料用甘しょ生産農家数894戸のうち収穫面積0.5ha未満農家が498戸ある。地域に協業・共同利用あるいは受託組織等を設立することは、時間的制限から困難であると判断し、基幹作業委託を、対応方策の中心に据えている。具体的には、澱粉甘しょ生産部会を組織し、今後の対応の中心的機能を持たせる。また、同部会に苗生産サービス事業体(苗生産者の会)を組織し、0.5ha未満農家は、この組織から甘しょ苗を購入し、基幹作業の育苗でクリアーする。また、甘しょ苗を自家で手当てする場合は、JAのサービス事業体(アグリーン鹿屋や農業管理センター)を利用することにより、要件を満たそうとしている。特に、アグリーン鹿屋は、澱粉原料用甘しょの収穫作業を大規模に受託しており、基幹作業委託の重要な柱とである。

以上の対応は、経営安定対策の要件を満たすことが優先されており、一層の構造再編に対応するためには、共同利用組織や受託組織等、畑作における地域農業の組織化や支援サービス事業が展開が必要なるであろう。